



新居浜市 不妊治療費・ 不育症検査治療費助成事業



不妊治療にかかった費用の一部を助成します。助成を受けるには条件がありますので、詳細はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

対象者 ・ 夫婦いずれも又は一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚を含む）
・ 夫婦いずれもが市税を滞納していないこと

特定不妊治療(令和4年4月以降に新たに保険適用されたものに限る)

対象治療	採卵、採精、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植、男性不妊治療
対象年齢	治療を開始した日の妻の年齢が43歳未満
助成額	1回の治療期間につき上限9万円（健康保険から還付される金額は助成対象外）
申請期限	申請分の治療開始日から1年以内

※特定不妊治療を受ける際には治療開始時に限度額適用認定証の交付を受けてください

一般不妊治療・不育症検査治療(令和4年4月以降に新たに保険適用されたものに限る)

対象治療	タイミング療法、人工授精
対象年齢	制限なし
助成額	1回の申請につき上限1万5千円（通算2回まで申請可）
申請期限	申請分の治療開始日から1年以内

不育症検査治療

<対象治療>
不育症検査・治療（保険適用外）

<助成額>
1回の申請につき上限5万円
回数制限なし

<申請期限>
一治療期間ごとに治療終了日から
1年以内



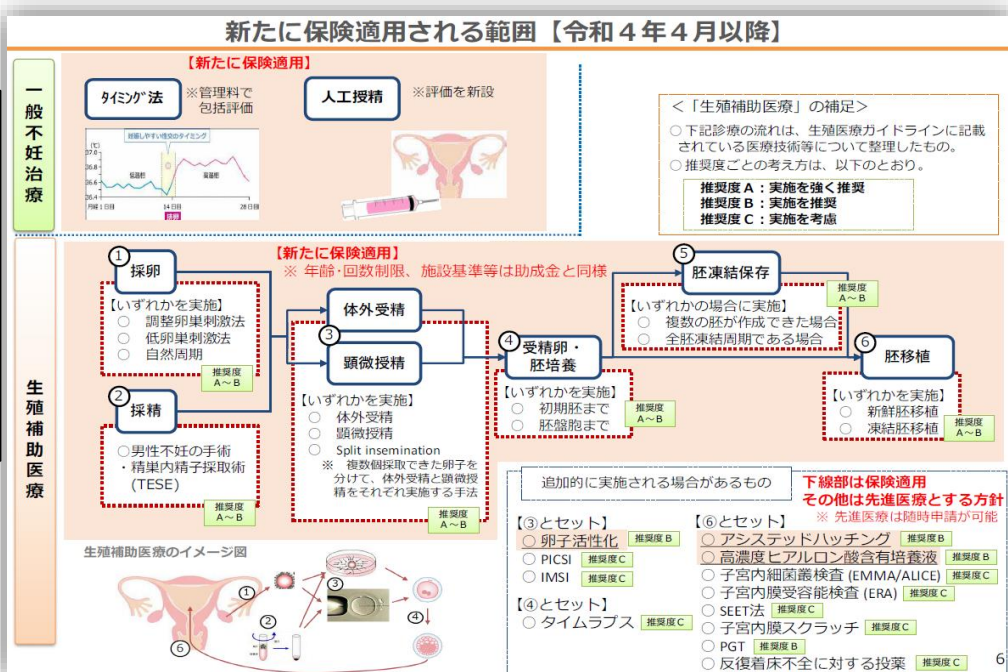
一般不妊治療



不育症検査治療



特定不妊治療



出典：厚生労働省

令和6年度

新居浜市妊娠前検査費・

特定不妊治療(先進医療)費助成事業

県・市連携による人口減少対策の取組として、えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、妊娠を望む夫婦や不妊の悩みを持つ夫婦の経済的負担を軽減します！

	妊娠前検査	特定不妊治療(先進医療)
対象治療	医師が不妊症の診断のために必要と認める検査 ※一般不妊治療、特定不妊治療及び当該治療に係る検査、不育症に係る治療及び検査、婦人科健診は含まない	保険適用の特定不妊治療と併用して行う先進医療 ※厚生労働大臣が告示している先進医療を、実施機関として認められた医療機関で行われたもの
対象者	<ul style="list-style-type: none">・夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦(事実婚も可)である ※他の市町村等で助成申請をされる方は対象となりません・夫婦のいずれもが市税を滞納していない	<ul style="list-style-type: none">・検査を開始した日の妻の年齢が43歳未満・原則、夫婦双方が受診している・令和6年4月1日より前に不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精)を受けたことがない・夫婦両方の検査終了日が令和6年4月1日以降
助成額	上限3万円(1回限り) ※複数回検査を受けた場合は合算可	1回の申請につき上限5万円
申請期限	夫婦のいずれか早い方の検査開始日から1年以内かつ検査が終了した日の属する年度の3月末日	1回の特定不妊治療(治療ステージAからF)ごとに終了した日の属する年度の3月末日
HP	申請に必要な書類はこちらをご確認ください 	申請に必要な書類はこちらをご確認ください 

※一般不妊治療：タイミング療法、人工授精
※特定不妊治療：採卵、採精、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植

